

平成25年度 第3回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成25年12月19日（木）午前10時00分～午前11時30分
場 所：帯広市役所10階 第6会議室
出席委員：仙北谷会長、稲葉委員、岩崎委員、大竹口委員、大林委員、菅野委員、木下委員
キャンベル委員、後藤委員、清水委員、鈴木委員、堂田委員、新妻委員、松原委員
横川委員、吉田委員（以上16名）
事務局：本迫副市長、安達都市建設部長、福島都市建設部企画調整監
池守農政部企画調整監、澤土木課長、鈴木みどりの課長
清水土木課長補佐、林中環境都市推進課係長、小泉環境都市推進課主任補
（都市計画課）久保課長補佐、松原基本計画係長、高田宅地開発係長
加賀主査、高間主査、金津主任補、村上係員
傍聴者等：3名（その他：報道関係者2名）
配付資料：会議次第、議題の概要、資料1、資料2、資料3、委員名簿、座席表

1 開 会

○出席確認

事務局から、17名中16名の委員が出席しており、審議会が成立していることが報告されました。

2 会長挨拶

皆さまご苦労様です。会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

先日、道新だったと思いますけど、国交省が地域都市のコンパクトシティ化に関する取り組みを支援する法案を次期通常国会に提出するという、都市計画審議会の私の挨拶のためのような記事を書いてくれたんですけども、私も再三申し上げますように、人口が減少する中で、地方の取り組みを支援するのは至極当然のことに思えるんですけど、人口が減少するといいますが、都市に人口が集中する中でそれ以上に地方都市の激しい人口減少がありまして、非常に格差が進む中で人口が減少しているのが現実なんだろうと思います。

そうした中で、都市の側と言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうところから地方はコンパクトシティ化してくださいねという話に来て、はいはいと簡単にいくわけにはいかないだろうなという気がしております。それぞれの都市には地域づくりの歴史なり哲学なり考え方というものがありまして、それに則った形で地域づくり、まちづくりをすすめていくべきなんだろうと思います。

幸いにしてこの十勝帯広はですね、非常に斬新なアイデアを持った人材がたくさんいますし、強力な第一次産業、関連産業、食品関連産業というものがあります。そういったものを活かして、十勝らしい帯広らしいまちづくりをしていくのが重要で、日本の中でもそれができるのが十勝帯広で、逆にそれをしていかなければならないのかなという気がしております。

今日も大変難しい議題がいくつかありまして、皆様にはそういった経験を活かしてですね、十分審議していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

3 付議書の交付

本迫副市長から仙北谷会長に付議書が交付されました。

☆ 配布資料の確認

既に配付された資料と当日配付された資料について確認がされました。

4 議 題

(1) 報告事項 都市計画決定について

ア 帯広圏都市計画緑地の変更（付議）

平成25年7月30日の都市計画審議会で承認された案件について、都市計画決定したことから、決定に至るまでの経過を報告するものです。

※案の公告縦覧において、意見書の提出はなく、都市計画審議会で承認された内容のとおり、都市計画決定したものです。

○ 報告事項に係る質疑

事務局からの説明及び報告事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

（事務局からの説明）

本件の報告につきましては、7月30日の都市計画審議会でご承認頂きました案件につきまして、都市計画決定致しましたことから、決定に至るまでの経過を報告するものです。

決定した案件は1件ですが、都市計画審議会でご承認頂いた内容のとおり都市計画決定をしております。

決定した案件の概要と経過につきましてご報告させていただきます。案件は「帯広圏都市計画緑地の変更」です。こちらは緑地の変更を行ったもので、個所といたしましては「若葉の森」です。

「案件の概要」としては、都市部では数少ない自然林や貴重な動植物が生息する地区であり、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として、都市部の貴重な自然を保全するため、都市計画緑地として変更したものです。

「決定までの経過」としては、審議会の後、案の縦覧、承認書の交付を経まして、最終的に11月15日の告示をもって変更の決定となっております。

（委員からの主な意見・質疑）

委員からの意見・質疑はありませんでした。

(2) 付議事項

ア 帯広圏都市計画地区計画の決定（付議）

新川西地区の活性化、コミュニティの維持を図るとともに、周辺の田園環境と調和したゆとりある良好な農村集落の形成を図るため、地区計画の決定を行うものです。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

（事務局からの説明）

地区の名称は「新川西地区」、所在地は、「帯広市川西町西2線の一部」です。区域区分は、「市街化調整区域」、容積率は「200%」、建ぺい率は「60%」です。

新川西地区は、帯広市の中心部より南西へ約8kmに位置し、帯広市川西農業協同組合の野球場のある地区です。周辺は川西支所等の公益施設が立地する既存農村集落地区となっております。

市街化調整区域で市街化を抑制すべき区域となっており、農家住宅等一部のものを除き、建築が規制されております。なお、周辺の市街地につきましては、北海道条例の指定区域となっており、住宅等が建築可能となっております。

地区計画決定の背景ですが、川西地区は、農業を中心として発展し、地域コミュニティが形成された農村集落です。近年、農業従事者の高齢化、若年後継者の意識の変化、農業法人化の促進に伴い、農地近郊の市街地における住宅需要が増加しておりますが、新川西地区市

街地の土地の多くは既に利用されており、住宅地が不足している状況にあります。この住宅地不足が、農業従事者不足の要因となっており、地域の基盤産業である農業や地域コミュニティの維持における課題となっております。地域からは、土地利用できるよう必要な措置を講じ、農業の活性化、地区の活性化及びコミュニティの維持を図るよう要望書が提出されております。

次に、決定の理由です。本地区の活性化、コミュニティの維持を図るとともに、周辺の田園環境と調和したゆとりのある良好な農村集落の形成を図るため、地区計画の決定を行うものです。

ここで、地域から頂きました要望書につきまして、若干補足説明させていただきます。この要望書は、「帯広市川西農業協同組合」と「新川西町内会」の連名で、本年7月に「川西地区活性化に関する要望書」として提出されたものでございます。要望書の内容といたしましては、地域の基盤産業である農業において、労働者不足が大きな課題となっていることから、農協において、農業従事者の住居について調査を実施したところ、農業従事者は、農地近郊の市街地で住宅地を求めているが、適当な土地がないとのことでございました。

このことから、市街地周辺の農用地として使われていない野球場周辺において、新たな住宅地の開発ができるよう、必要な措置を講じ、農業の活性化、地区の活性化及びコミュニティの維持を図ることを求めたものでございます。

農業従事者が住宅地を求めている要因といたしましては、「若い後継者が、居宅を農地から離れた近郊の市街地に求める傾向があること」「高齢者が、引退後、地域コミュニティ活動が容易にできる生活環境を求め、近郊市街地への移動を希望していること」「農業者の法人化等に伴い増加している従業員が、農地近郊に生活の場を必要としていること」とのことです。

次に、地区計画の概要についてご説明します。建築物等に関する制限についてご説明します。用途の制限で、建築できる建築物につきましては、1. 3戸以上の長屋を除く住宅、2. 兼用住宅のうち（ア）理髪店、美容院、クリーニング取次店等、（イ）学習塾、華道教室、囲碁教室等（ウ）美術品、工芸品を製作するアトリエ、工房を兼ねるもの、3. 3戸以上を除く、共同住宅となっております。

容積率の最高限度は60%、建ぺい率の最高限度は40%、敷地面積の最低限度は300㎡でございます。壁面の位置の制限は、建築物と敷地境界線との距離の最低限度は2mです。なお、附属建築物につきましては、制限はありません。高さの最高限度は、10mです。

形態又は意匠の制限につきましては、広告物・看板類を制限しております。1. 一辺の長さが1. 2m以内、2. 表示面積1㎡以内、3. 刺激的な色彩・装飾を用いないとなっております。垣または柵の構造の制限につきましては、60cm以下です。ただし、生け垣は除きます。

地区計画の決定計画書の全文です。初めに、「地区計画の方針」です。地区計画の目標や、「土地利用」、「地区施設の整備」、「建築物等の整備」に関する方針を定めています。

次に、「地区整備計画」ですが、先ほどご説明させて頂いた建築物等に関する制限等が記載されております。地区計画の内容につきましては、以上でございます。

次に、今後のスケジュールについてご説明します。この案件は、帯広市で決定する案件となっております。本日の都市計画審議会において、ご承認頂ければ、今後、決定に向けた手続きに入る事となっております。初めに、12月下旬に北海道と事前協議を行います。1月中旬に案の縦覧を行った後、特に意見がなければ、帯広市都市計画審議会、北海道との協議を経て、3月中旬に決定告示をもって決定となる予定です。

なお、開発につきましては、地区計画決定後、平成26年度に実施計画を策定し、その後、進めていく予定とお聞きしております。

今現在の構想といたしましては、区画数は、50区画程度、事業開始は、平成27年度を予定しているとのことです。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 この地域は現在、都市計画区域内の市街化調整区域で、そこに地区計画をかけて先ほどの条件、建築物等の関する制限の中にあたるものは建てていいというお話は分かりましたが、この地域は市街化調整区域を外すのでしょうか、それとも市街化調整区域のまま地区計画をかけるのでしょうか、それとも市街化調整区域を外して、条例指定区域の中に入れて、この部分だけ地区計画をかけるのでしょうか。

【事務局】 市街化調整区域の関係でございますけれども、本地区計画につきましては市街化調整区域を変更せず、市街化調整区域のままの状態、その上に地区計画をかけまして住宅地等を建てられるようにという変更です。

あと条例指定区域の関係ですけれども、条例指定区域という制度を使いましても同じような住宅を建てられるということになるんですけれども、ただ条例指定区域につきましては、元々ある既成市街地をベースとしておりまして、基本的にはそれを拡張することは出来ないということです、今回の件につきましては地区計画制度を活用するという事です。

【委員】 市街化調整区域ということで、野球場があったということですが、野球場がどういう働きをしていたかということと、帯広市で税の減免処置をしていたのか。野球場がどういう使われ方してたのか分からないですけれども、地域のコミュニティということで、成り立っていたものだと思います。その代替地とか、そういうことは解決されているのかお伺いをしたいなと思います。

【事務局】 ただ今の土地利用の関係、税金の関係は分かりませんが、ここは川西の農協さんの土地で、共進会場として使われておりまして、毎年ではなく1年ごとだったと思いますけど、大正と川西と交互にですね、牛とかそういったものを品評するという事で、農協さんで使われているとのことです。運動場の利用状況等については、私どもの方では把握しておりませんが、少なくとも今回こういった形で土地利用を変更するという事でいきますと、農協さんとしては存続してくといった考え方は持っていないといったことです。

【委員】 川西農協さんの土地ということで、開発の事業主体は川西農協さんがなられるのか、それとも別の団体が立ち上がるのか、それから50戸程度区画を作るといふことなんですけれども、要望の趣旨の中に若手後継者、引退された高齢者、農業従事者の宅地確保というお話があったんですが、その50戸について制限といいますか、契約の制限を要望の方々に絞って団地を造成するという事なのか、その点確認をさせていただきます。

【事務局】 初めに開発主体の関係ですが、来年度正式に決定すると伺っています。現段階では農協がメインとなってやろうかなということで考えているようですが、まだ調整中ですので、場合によっては子会社でありますとか、そういったところでやることもあり得るということで、今のところ検討中です。

あと50戸の開発につきまして、その販売先ということですが、具体的な中身につきましても来年度決めていくことになろうと思いますが、農業従事者や関係者中心に販売していきたいということではあると思いますが、地区計画ではそういう販売の制限をすることはありません。実際の販売の中でバランスを取りながらやっていくことになろうかなと思います。現状でお話しできることは以上です。

【委員】 塀の高さのことについて質問があります。比較的ゆったりとした地区計画であるということは理解したんですけど、60cmってすごく低いような気がしたんですけど、一般的にこういった高さの制限っていうのは、こういった地域であれば通常のものなのか、少し低めなのかどうかというのを教えていただきたいのと、参考図によりますと門も60cm以下ということも書いてありますけども門で60cmとはどういったものが考えられるのか教えてください。

【事務局】 基本的に周囲の優良な田園環境がありますので、それに調和したものであるということで地区計画を考えています。その中でご質問のありました門とか塀の関係でございますけども、おっしゃるとおり門で高さ60cm以下というのは実際問題ないのかなと思いますけど、「ただし生垣を除く」ということで、こちらの趣旨といたしましては、基本的には人工的な構造物ではなくて生垣で塀を囲っていただいて、田園住宅に馴染むようなそういった住宅地になればという形でこういう制限としております。

同じような地区計画で愛国地区という所がありまして、そちらには事例がありまして、こちらと同じような制限となっております。

【委員】 わかりました。若い人ですとそういった調和というものも必要かと思うんですけど、プライバシーというものもあるので、そういったところも今後配慮しながら地区計画を作っていたらいいなと思いました。

【委員】 ここまでの経過の質問をさせていただきたいと思いますが、背景と理由はわかりました。農業従事者等の高齢者と若年後継者の意識の変化ということで、ここに住居を構えて、近くの農業を営むところに通いながらコミュニティを形成していきたいという趣旨だと思います。

過去に高齢者の農業従事者が市街地に住みたいという意識調査の中で、こういったことを聞いたことがあります。一般のアパートとかマンションに住む場合、農業者の過去の長い経験の中から、野菜畑だとか花畑だとかそういうものがどうしても生活の中で切り離していけないという、そのため、こういう近郊に住むことによって、そういったことが満たされるのではと聞いたことがあります。

今回の開発については、若年者は分かりませんが高齢者は、そこに小さい花畑だとか野菜畑だとか付帯していると非常に高齢者の住む環境としては住みよいのではないかなと、こういった検討がされたことがあるか、あるいは意見としてお聞きしたことがあるか、もしそんなことがあれば教えていただければと思います。

【事務局】 ご質問頂きました花畑とか野菜畑ということで、そこまで具体的なお話はうかがっておりません。ただこちらにつきましては、ゆったりとした街区ということで、例えば建ぺい率40%にすると、後60%は畑とかに利用出来るということになりますので、ゆったりとした生活をできるようにといった形で、今回の制限かけさせていただいております。

【会長】 いろいろご質問頂きましたけども、市街化調整区域に開発するというので、以前に愛国で同じような形でやりましたけども、地域のコミュニティ維持ということからもこういう整備が必要だろうという提案理由であったと思います。

それでは出尽くしたようなので、ここで本案についてお諮りしたいと思います。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認めそのように決定します。

(2) 付議事項

イ 帯広圏都市計画道路の変更（付議）

3・4・7学園通りの南側に隣接する帯広農業高校カシワ林は、北海道環境緑地保護地区に指定され、市街地における環境緑地として保護することが必要とされていることから、自然環境への影響を配慮した道路計画を検討した結果、線形と一部幅員を変更するものです。

また、市内の稲田川西地区において字名改正がおこなわれたことから、地区内の都市計画道路5路線において、起終点の位置表示を変更するものです。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

学園通につきましては、一部幅員の縮小変更と線形の変更、起点の位置表示の変更になります。また、公園東通ほか3路線については、起点および終点の位置表示を変更するものです。

変更理由についてご説明いたします。学園通においては、道路南側に隣接する帯広農業高校カシワ林が、防風保安林や北海道環境緑地保護地区に指定されております。また、「帯広市緑の基本計画」において“緑の拠点”“環境保全の拠点”として位置づけるとともに「帯広市環境基本計画」では、生物の保全を推進する地域(コアエリア)に指定し保全してきていることから、自然環境への影響を配慮し道路計画を検討した結果、線形の変更と一部幅員の縮小変更をおこなうものです。

また、起点及び終点の位置表示変更につきましては、今年2月に稲田川西地区において字名改正がおこなわれたことから、地区内の都市計画道路の起終点の位置表示の変更をおこなうものです。

次に、変更箇所についてご説明します。学園通につきましては、大通～稲田通のうち未整備区間であり、公園東通～共栄通が今回の変更箇所となります。字名改正にともなう位置表示の変更につきましては、帯広市街地南側に位置する稲田川西地区になります。変更箇所の詳細につきましては、後ほどご説明します。

次に、学園通の計画変更内容の説明に入る前に、学園通南側に隣接する帯広農業高校カシワ林の位置付けと、現在の計画を見直すことになった経緯についてご説明します。

まず、農業高校カシワ林の位置付けについてですが、農高カシワ林は、大正15年に森林法による防風保安林として指定されており、昭和49年には、北海道自然環境保全条例により「市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地として環境緑地保護地区に指定されております。また、先ほどご説明いたしましたとおり、帯広市緑の基本計画や帯広市環境基本計画においては、自然環境を保全する地区として位置付けられております。

次に、学園通の都市計画道路見直しの経過についてご説明します。

都市計画道路の見直しについては、平成20年度より、長期未整備となっている都市計画道路を中心に見直し作業に着手し、見直しに至った背景や必要性などを整理し、その方法や進め方をまとめた「帯広市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」に基づき、見直し検討路線として学園通を含む13路線を抽出しました。

見直しにあたりましては、地権者や地域住民に及ぼす影響が大きいことから、それぞれ地権者、地元町内会および環境団体を対象に説明会を開催し、進めてきました。

その結果、学園通を除く12路線につきましては、平成22年10月に都市計画変更の手続きを終えております。

学園通は昭和38年に当初決定されており、昭和48年に現在の幅員27メートルで都市計画変更されたものです。また、学園通は市街地の外郭を形成し、幕別町と芽室町を結ぶ圏域環状線を補完する幹線道路として位置づけられております。

交通量につきましては、平成17年から平成19年に北海道により行われた帯広圏総合交通体系調査により、将来交通量を推計した結果、平成37年の交通量推計は11,400台/日となっております。道路構造令では、交通量が9,600台/日を超える場合は、4車線となっておりますので、学園通におきましては、4車線としております。

また、現計画のとおり道路を整備した場合、農高カシワ林の縁辺部が縦断的に幅4.5メートル程が道路区域にかかることとなり、カシワ林に与える影響が大きいことから、林への影響を出来る限り少なくするため、計画の見直しを検討いたしました。

検討の結果、カシワ林を回避するために線形を北側に振り、なおかつカシワ林の区間においては、幅員を縮小変更することとしました。

変更案は、カシワ林より東においては、現計画と同じ幅員27メートルで緩い曲線をもって北側に振ることとし、カシワ林区間約280メートルにおいては幅員を狭めるというものであります。公園東通～共栄通間の前後は、幅員27メートルの直線で既に整備が終わっているため、共栄通交差点部にはおいては、車線のズレがないように一度北側に振った線形を元に戻すため、約140メートルの区間においてカシワ林に影響があります。

次に、これまでの経過についてご説明します。学園通におきましては、農高カシワ林を迂回する見直し案で、平成22年から現在まで、地域住民や環境団体を対象とした説明会を8回開催しております。

説明会の中では、地域住民からは現計画の直線のままで整備する意見があり、環境団体からはカシワ林を保護するようにとの意見が出されております。

昨年には環境団体2団体から、カシワ林を守るために、林の区間は現在の道路区域である幅18メートルの中で整備を行う案の「学園通整備についての申し入れ」や、「暫定2車線整備の要望書」が提出された経過もあります。

環境団体が示した案については、図面を作成し、関係機関と協議をおこなった結果、北海道からは「4車線が必要として都市計画決定している道路を3車線にすることにはならない」と指摘されました。また、公安委員会からは「安全面からも車線数が増減する変則的な整備については危険性が増すため認められない」とされたことから、環境団体からの申し入れや要望のあった整備は出来ないことを説明するとともに、文書で回答しております。

また、昨年10月には地域から帯広市議会に対して「帯広稲田地区学園通直線化を求める陳情書」が提出され、市議会建設委員会において現地視察と3度の審議を重ねた結果、本年3月に、見直し案は直線化で整備した場合と比べ、カシワ林にかかる伐採面積、樹木の伐採本数が大きく減少し、自然環境への影響が緩和されるとともに、道路の安全性についても特段の問題がないものと考えられるとし、計画の見直しは妥当であると判断され、直線化の陳情は不採択となりました。そうしたことから、沿線地権者12名に個別に見直し案への理解と協力を求め、今年8月に地域説明会を開催し、100%の合意ではありませんでしたが、早期整備には見直し案で進めることにご理解いただいたところです。

更に、9月には環境団体に説明会を開催し、見直し案では現計画に比べカシワ林への影響を出来る限り少なくするとともに、地域の方々のご理解を得たことから見直し案で都市計画変更の手続きに入ることにご理解を求めましたが、一部団体からは「カシワ林には手を付けるべきではない」との意見があり、合意には至りませんでした。

しかしながら、当初「北側ばかり負担するのではなく、南側のカシワ林にも負担して、直線で整備すべき」と強く求めていた地権者・地域の方々が、早期整備のためには、地権者の負担は大きいが見直し案で進めることに対して、一定の理解をいただいたことから、これまで説明してきた見直し案で、手続きに入ることとしたものです。

資料には載せておりませんが、昨日、環境団体よりカシワ林伐採の影響評価についての申し入れを受けたところです。

学園通の公園東通～共栄通間は現在、幅員27メートルの直線で計画決定されております。

変更内容の詳細については、カシワ林への影響を少なくするために道路を北側に4.5メートルずらすため、線形を緩い半径1,900メートルの曲線で北側に振るとともに、北側民有地への影響を少なくするため、南側植樹帯をなくすなどして幅員を縮小しております。

共栄通交差点部においては、幅員27メートルで既に整備が終わっているため、車線のズレが生じないように、北側に振った線形を半径2,200メートルの曲線で元に戻し、交差点にすり付けるため、約140メートルの区間においてカシワ林に影響がございました。影響幅は、西側末端で約2.8メートルとなります。

学園通は、4種1級の道路であり、4車線が必要な道路となっております。周辺には、病院・大学・専門学校と3つの高校が立地しており、学園通を通行する自転車交通量が多いことから、北側・南側ともに自転車歩行者道を設け幅員27メートルとしております。

幅員構成は、南北ともに3メートルの自転車歩行者道と1.5メートルの植樹帯。車道は幅員3.25メートルの片側2車線で6.5メートルとしており、停車帯として1.5メートル設けております。中央帯については、2メートルとしております。

続きまして、変更案についてご説明いたします。農業高校カシワ林より東の区間においては、線形を緩く北側に振る変更はありますが、幅員構成につきましては、現計画の幅員27メートルとしております。現計画の27メートルのまま北側に線形を振ると、民有地への影響が大きくなることから、幅員を縮小しております。

現計画から縮小した部分は、南側歩道に植樹帯を設けないこと、南側停車帯につきましては、カシワ林の区間は南側に住宅がないため、停車需要が見込まれないことから、1.5メートルの停車帯を1.25メートルの路肩としております。

また、中央帯においては、施設帯を設けないこととし、2.0メートルから1.5メートルへ縮小したため、幅員が27メートルから25.25メートルとなり、北側民有地への影響を小さくしております。

共栄通交差点部においては円滑な交通と安全性を確保するため、右折車線を設け直進車線を3メートル、右折車線を2.75メートルとし、路肩についても0.5メートルに縮小しております。中央帯については、道路法に基づく道路構造の技術的基準に示された最小値である1メートルとし、カシワ林と民有地双方への影響を出来る限り少なくするため、総幅員を24.25メートルとしました。

次に、現計画と見直し案のカシワ林への影響範囲についてご説明いたします。面積を比較いたしますと、現計画が幅4.49メートルの影響範囲で、面積が約1,200平方メートル。変更案は最大幅2.76メートルが影響範囲となり、面積が約180平方メートルとなります。影響範囲内の樹木数は、現計画が819本、変更案が208本となります。

その208本の樹種の内訳で多いものは、ナナカマド73本、白樺40本、柳37本などで、カシワが5本となっております。これは、現在の概略設計の机上においての面積、本数であり、詳細設計により実際の影響範囲が確定した段階で、影響範囲の樹木数も変わってくると考えられます。

続きまして、稲田川西地区の字名改正に伴う都市計画道路起終点の位置表示の変更について、ご説明します。今年2月に、青色の線で示した区域において字名改正が行われました。都市計画道路は、起終点の位置表示が計画決定されており、字名改正により位置表示に変更があることから、図面に示した学園通を含む5路線においてその手続きをおこなうものです。

最後に今後のスケジュールをご説明いたします。先ほどの地区計画と同様のスケジュールとなりますが、本日の都市計画審議会において本案のとおり承認されまると、北海道と事前協議を行い、来年1月下旬から案の縦覧をおこなった後、特に意見がなければ2月下旬に帯広市都市計画審議会、北海道との協議を経て3月中旬に決定告示をもって決定となる予定です。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 長い間懸案になっていた、様々な意見があったものについて丁寧なご説明もあり、およそ流れがわかりました。この地域が北海道の環境緑地として維持することが必要な樹林地という指定を受けているだとか、帯広市の緑の基本計画、あるいは環境基本計画の中でコアエリアだとか緑の回廊ですか、こういった重要な部

分を構成しているということで、そこの整合性をどう図るかという調整をしてきたんだろうとお聞きしておりました。

確か、環境基本計画を策定するにあたって、鳥獣生息調査を行っているんですが、平成9年その後しばらくたって平成22年、23年、更に生物多様性保全事業ということで、日本が1993年に、国際的な生物多様性条約を締結したということも受けて、その後北海道がこの4月から条例制定をしているんですが、その辺の絡みの中で、帯広市もかなり詳細な調査をしてきていると伺っております。

大枠で申し上げますと、平成9年にいわゆるレッドリストに掲載されている貴重種が44種だったものが、その後平成22年の鳥獣生息調査のなかで動植物合わせて102種類に増えているというようなお話も伺っております。その後、生物多様性保全事業が23年度で行っているんですが、調査方法とすれば、期間もたっていることから平成9年度と同じ地域で比較できるような形で調査を行ったと聞いております。

このカシワ林周辺の調査結果が、どうなっているのかということをお聞きして、それが今回の提案の中でどういう影響を受けるのかというその辺の流れについてお聞きしたいと思います。

【会 長】 動植物に与える影響がどのようになっているかということですね。

【事務局】 平成9年と22年で鳥獣の調査を行ったということですが、そちらの資料を手元に持ち合わせておりませんので、明確なお答えはできないんですけども、農高のカシワ林につきましては、稲田川西地区の区画整理事業を行う前段で、市街地の環境調査を私どもの方で行っており、貴重な動植物が生息しており、できるだけ保全すべきという調査結果が出ております。

また、稲田川西地区の区画整理事業の環境影響評価、こちらにつきましては、区画整理の面積が非常に大きいということで、事前に環境影響評価の調査を北海道の方で行っております。その中でこの農高カシワ林含む周辺地区につきましては非常に貴重な動植物が生息して、特にオオタカとかハイタカとかの猛禽類も生息していた調査結果が出ております。そうしたことから農高のカシワ林につきましては、自然性の豊かな貴重な森林であるということで認識しております。

【会 長】 影響はあまりないということですか。

【事務局】 今回の私どもの見直し案の中で、検討した段階では今の計画で縦断的にカシワ林に4m50の幅で伐採していくことは影響が大きいだろうということで、まずはそれを回避する方法を検討しております。見直した結果、終点部の140mにつきましてはどうしても影響が出てしまう、道路構造とか安全性、そういったことも検討した結果どうしてもそこには影響が出てしまうということで、影響はないとは申しませんが、少なからず環境に与える影響は軽減出来るのかなと考えているところです。

【委 員】 先ほども申し上げましたが、環境保全する地区に指定をして丁寧に対応してきたことによって、レッドリストに記載されている動植物が倍以上に増えてきた、すごく大切なことだと思うんですね。その時のですね、これが環境保全事業の調査結果です。鳥獣生息調査が2年にわたってやられているんですよ。これをざっと見ますと、例えば地域の中、カシワ林を対象に実施した部分を見ると、植物であれば58科195種、そのうち貴重種が6種、鳥類で25科53種、貴重種で4種、新たに102種類のうち、約1割がこの中で生息しているということですよ。生物多様性の中を見ますと稲田地域全体が、調査範囲になっているん

ですが、この中では植物貴重種というのが39種発見されたという調査結果が出ているんです。

お話を聞いていて少し気になったのは、当初計画からかなり工夫をしながら、影響を小さくするという努力はされていると感じるんですね。影響比較という表がありますが、面積で1,200㎡から180㎡、約15%、6分の1位減らしているということですよね。樹木数が819本から208本で4分の1くらい減らしています。

ここで気になるのは減っている面積数と樹木数の関係ですよね。つまり林を形成する縁に面積比率より多く木が植さっている。ここが無くなることによって林全体への影響はどのようなのだろうかということがさっきお聞きしたことなんですね。帯広市がこの間やっている道路工事のなかで、この近くであれば稲田の森ですね、それから若葉の森と林の中を通した道路を作ってきています。

それらの森が伐採した地点から林の中へどう影響があったのか当然調査をされていると思うんですけど、その調査の中身と、林縁部の樹木がなくなることによって中に対する影響、それによってレッドリストに掲載されている貴重な動植物の保全環境がどう影響を受けるのかというあたりは丁寧に見ていく必要があるんじゃないかと思っているんです。

その辺の影響比較とすでにやられたところの影響がこういうふうにあると、したがってカシワ林をこの140m、208本林縁部については伐採したときに縁から中にかけての植栽の影響がどういうふうに出てくるかという、一定の推測がつくんじゃないかと思うのですが、その辺勘察して専門家のご意見も聞いたうえで、影響は大したないだろうという結論なのかどうなのかということですよ。そこがお聞きしたかったんです。

【会長】 林の縁の部分の樹木を伐採することによって、林全体に対する影響、特に貴重種に対する影響の評価をどういうふうに見ているかということですね。

【事務局】 縁辺部の伐採の影響についてどう捉えているかということかと存じます。私もこの案を作った時に一切影響はないとは考えておりませんので、畜大の複数の先生方に私どもの見直し案についてご意見を伺っております。

その中では出来るだけ手をかけないのがベストということで意見をいただいております。ただ、現実的にはこの道路整備をすることによりまして、どうしても今の整備の考え方では一部避けられないということから、今現時点でどう影響があるのかというのは具体的に私ども持ち合わせておりませんが、今後の環境調査を先生方の意見を聞きながら、伐採の方法とか時期、それがどうカシワ林に影響を与えるのかお聞きしながら進めていく考えであります。

【委員】 切ってから調査をするのではなくて、なかなか微妙な問題、環境を守ることと、利便性を高めるという課題をどう整合するかということですから、これまでもいろいろ議論されているんですが、基本的にはこういうふうにおっしゃっているんですね。生物多様性、持続可能な生物多様性を守っていく、そういう考え方を取り入れながら、平成22年23年の調査結果、これを環境保全対策に十分に活かせるような、そういう行政をしていくと、詰めて言うところです。これが基本的な考え方ということをこれまで市は言っていたわけなんです。

私申し上げたいのは、自然環境というのは一度壊すと戻りませんから、十分な調査をして、納得をしてゼロにはならないかもしれない、しかし少なくとも影響をきちっと把握をしてこういうことになるんだけど、都市計画を変更するにあたる理由があるわけですから、それとの整合性が図られて、納得できるそういうものじゃなきゃいけないと思うんです。

ですから、ここまでやった訳ですからもう少し踏み込んで、既に開発を行っている地域の影響、そこから類推できるわけですから、同じ地域なわけですから、その中で、この程度の伐採であればこういう影響、専門家のご意見聞けば出てくるわけですから、こういう影響が考えられるがしかし、カシワ林全体を考えたときにどうだという、そういう報告が必要ではないかというふうに思ってお聞きをしたわけなんです。

【会 長】 そういう予測については。

【事務局】 これまでもお話のとおりいろんなこの部分について、残された木のところの部分について都市計画道路の整備を行ってまいりました。もちろんそれは調査をしておりますので、当然そういうことも踏まえなければならないんですけども、先ほど調整監からもお話ありましたけども、事前にカシワ林の中を見ながら、具体的には専門家、畜大の先生方も一緒になって現場を見ていただいております。これからのことなんですけども、工事する前にはいろんな計画を立てていかなければならない、例えば概略設計もやっていくと、どのような形でどういうふうな道路を作るかによって、それが逆にカシワ林のほうにどんな影響があるかということも当然出てくると、その辺を両方でやっていかなければならないんだろいうふうには思っています。その時はやはり同じようにですね専門家の方でございますので、ご意見を頂きながらどういった方法がいいのか、意見も含めてですね、調査していかなくてはならないかなと考えております。

【委 員】 今まで長い時間をかけて、地権者の方たち住民の方たちとの話し合いを丁寧に重ねてきたんだなっていうのが先ほどの説明でよくわかりました。皆さんミチゲーションの5原則なんかは当然ご存知のことと思いますけど、帯広市の環境基本計画に確かあったと思いますけど、工事で消失した後同等の面積の森を植樹するというようなことが書かれてあったと思うんですが、そのような計画が配慮としてあるのかどうかを伺いたいと思います。

【事務局】 ミチゲーションという環境配慮の考え方ということで、基本的には触らないというのがありますが、どうしても触る場合については代替措置として、そういった消失した部分と同等の面積を植樹するということがあります。

私どもの事業で帯広の森をはじめとしていろんな事業を行っております。そうした中で当然植樹やなんかも行ってまいりますけども、ここの農高の敷地に関しては、そこを管理する北海道教育局になりますけども、その用地を当然買収しなければなりませんのでそれに生じた部分、農高の敷地の中で新たに植樹するのかそういったことは今後の協議の中で農高さんともお話していく機会がありますので、そういった考え方も述べながら進めていきたいと思っております。

【委 員】 ぜひそのような方向で考えていただきたいと思っております。

【委 員】 お話を聞いていて影響はゼロではないと、だとすればその影響はどの範囲までなのかというのはぜひ押さえておかないと、やった後にこれは大変だということになるともっと大変なので。例えばこういうことありますよね、影響はないだろうと思われて実際に工事をする、その際工事の騒音ですとかやる時間帯やなんかによっても動植物に与える影響があるとか、そういうことがあると思うんですね。

それだけデリケートなものだとすれば、影響が極めて少ない中であっても、この程度のもは専門家の先生に聞いたとか、あるいは現地をもう一回詳しく調べたところ、このような影響があると、その影響を避けるためにどういう努力を

したのか、さっき言ったように必要なものですから、作るために最大限市が努力したのかという、せつかくここまで丁寧にやってきたんでしょから、最後の詰め、更に一步踏み込んで丁寧にやってもらえると、いろんな人たちもそうであればと、いうことになるのかなと聞いてて思ったものですから、ぜひその辺は最後まで丁寧にやっていただきたいなと意見を申し上げておきます。

【会 長】 計画そのものじゃなくて事業、工事の進め方も影響に配慮しながら、専門家の意見聞いて進めてほしいというようなご意見だったと思いますけども、その辺の配慮は。

【事務局】 私ども実際にこの道路ばかりではなくて、他にやっている工事ですね、現地の植生を活かすということで、一回それを掘り取って、また元に戻すとか実際にそういう形でやっています。いろいろと関係者の方々の知恵を借りながらやってございますので、基本的な姿勢については今でもそういったことをやってございますので、そういう方向についてはその通りかなと思ってございます。

【委 員】 この書類見ますと非常に丁寧にいろいろな角度から検討されてきたんだということが伺えます。このカシワ林に対する影響もさることながら、多方面からの検討を加えられた結果だと思ったのが、特にB-B'断面の説明の中で、いろいろ工夫された結果、東からの右折車線を作ることができた、これは中央帯を減らしたり路肩を減らしたりすることによって、車道の6.5mが8.75mにして右折専用車線をつくったと、これ非常に素晴らしい検討を加えた結果だと思えます。

右折車線、A-A'断面、B-B'断面のこの滑らかなすり合わせをするのでしょけど、右折専用車線は何台位とれるのかその辺具体的にわかれば。交通の面から言って非常に素晴らしく検討をされた成果になるのではないかと思いますので。こういう新しい良い案が出たなということが、非常に高く評価すべきなのではないかなと思います。

【事務局】 定規図のB-B'断面の右折車線にどれくらい右折車が並べるのかというご質問かと思えます。現在、概略設計の段階でございますけど、この右折車線の滞留長といまして、右折車両が並ぶ延長としましては20mを考えております。大体乗用車ですと4mから5mの車長ですので、4台位は並べるのかなと。今現況としましては右折車線と直進車線2車線ですけども今後整備するに当たりましては、通常の2車線にさらに右折車線を付加した形になりますので、今よりは交差点の流れはスムーズになるかなと考えております。

【委 員】 私も素晴らしい妥協案じゃないかなと思うんです。実はここに親戚が住んでいて、よく使わせてもらうんですけども、この道路は先ほどのこの図ですと平坦なんですけど、実はここ下がってるんですよ。そのところが本当に危ないんです。そして午前中ですと北斗病院に来る車が東の方から渋滞になってきてまして、平坦でない、北と南の住宅もちょっと上がるような形になってるんですよ、非常に見づらい、そのところがもしも車線が途中で狭まることになっていたり、車線変更を急にしなければならぬ状況だとしたら、今以上に危なくなるなと私は思っていたんです。なのでこのように基本的に直線になったということは、これはいろんな意味でいい妥協案だったのかなと思います。

なお、南側の住宅に住んでいる子供たちは稲田小学校に通わなくちゃいけないんですけども、ここを横断するんです、横断歩道も何もないところを車の隙をみて学校に通っている形になります。向こう側の北側には歩道があるので、そこを

渡れば歩道上がりながら稲田小学校に通う形になるんですけども、こちらにはないのでね、実際に住んでるような人たちの安全とか利便性を考えると繰り返しになりますけども、この直線にしたというのは良い案だったと思います。

【会 長】 かなりギリギリの妥協で林の伐採面積も減らしたということなんですけども。補足ですけど、共栄通も真っ直ぐでなくて曲がっているんですよ、林を迂回して、公園東通もご存知のとおりぐるっと迂回したりということで、かなり環境に配慮することと運転のしやすさということを考えて妥協の結果なんだと思います。

2車線から1車線ということは市内でもありまして、中島通から常盤通も2車線から1車線になるんですけども、かなり渋滞してるんですよ。危なくてちょっと何とかして欲しいと思っているんですけども。なるべくそういうことをしないで、車で運転しやすく、事故もなるべく起こらないような配慮もしつつ、自然環境も守るギリギリの妥協案として今日提案頂いたということだろうと思います。

【事務局】 ただ今、勾配等のお話を頂きました、私どももここ何年かずっと地域住民ともお話させていただいています。ご存知のとおり沿道には幼稚園があります。それから高校も3つある、畜大もある、通う小学生の方もいるという状況も十分聞いております。大型車も結構通るので振動もあるということ、今おっしゃったように勾配が急といったことで3%位あります。もし工事が入った場合については、2.4%位に緩和して走りやすい道路にすると、それから今、南側の歩道の話もございました、環境配慮のため植樹帯は無くす形ですけども、南側には歩道が必要だろうということで、それは最低限つけさせていただいています。

いずれにいたしましても、地域の方々は本当にこの道路整備を心から願っていると申しますか、とにかく早くしてくれというお声もいただいています。私ども環境にも配慮しなければならぬ一方で、地域の方々、この道路使う方も含めて、調和しながらやっていかなければならないと思っております。

【会 長】 ありがとうございます。他にご意見ご質問いかがでしょうか。それでは、ご意見いろいろ頂きましたので、私個人としてはですね、職場の方に専門家の方々がいらっしゃると思いますので、お話を伺うとカシワ林を総合的に整備するような方法もあると伺っていて、そういうようなことをやったら面白くなるのかなという気もしたんですけど、それは今回の道路の話とはまた別ですので道路の問題は道路の問題として、整備して頂くのがよろしいのかなと思っております。

お話を聞きますと、工事をするからといっていきなり切ることじゃなくて、かなり時間をかけてやるような話を伺っておりますので、そういった面からもなるべく環境に影響を与えないといいますが、影響が少なくなるような形で進めていただくということが基本になるかと思えます。

いろいろご意見いただきましたけども、そういうことも踏まえて具体的に進めていただくことになると思いますが、ここで時間もありますので本案についてお話ししたいと思います。

【委 員】 ちょっとすみません。私も冒頭に言いましたように道路そのものの形状だとかそのことに異議があるわけではないんですね。進めるにあたって、前回の時も委員さんの中でご意見が出てましたけども、私どもが決定をしてその後工事が進められる、その後の検証についてもやらなきゃいけないだろうというお話があったかと思うんです。

私先ほど申し上げたことの一つは、既に行っている林を伐採した、その調査を行われているので、少なくとも調査をした結果と、ここを伐採することによってどういう影響があるんだということぐらいは示していただいて、ああそうかと

いうふうにみんなが納得できるものを、ここまでやったんだからお出し頂いたら良いんじゃないでしょうかということをお聞きしたんですけども、調査の結果についてあるとかないとかいうお話もありませんでしたし、工事を進めていく中で丁寧にやりますということだけではなくて、今予測されることについて、あるものでやはり示していただくのが一番説得力があるんじゃないかというふうに思ったものですから、さっきお聞きしたんですね。

【事務局】 弥生新道の河畔林の橋梁、稲田の森を分断した所のお話かと思えます。

【委員】 若葉の森ね。

【事務局】 若葉の森につきましては、道道ということで北海道の方で環境調査やっております。それで供用開始した後、あそこにはサンショウウオとかがいて、非常に貴重だということで、サンショウウオがどうなったかとかそういう調査をやって、供用開始後確か3年くらい後で現地での説明会をやって、状況はこうだということで報告があったところです。その資料につきまして、私ども北海道から頂いておりますので、そういったものを見ながら、また説明していきたいと思えます。

それと、弥生新道の売買川のところにしましては、事前に植物調査とか動物調査、地下水調査などやったうえでいろんな工法検討して橋梁をやってございます。それで、今、植物調査につきましては、河畔林あったものについては、貴重種やなんかは帯広の森やその他へ移植してございます。移植の結果などは、どういうふうになったのかは状況おさえていますので、そういったものはご説明できるかと思えます。

【会長】 適宜そういった結果も今後公表していくということですね、よろしいでしょうか。

【委員】 今後というか、この場でちゃんと出してもらえるとということですね。

【会長】 この審議会ということですか。

【委員】 つまり決定したことに、どうなったかということをお丁寧にやりますということじゃなくて、やりながら出してくれるんですかと、そうじゃないと決定したことに対してどうなったかと、ここで議論されたことがそこで終わりということにはならないんじゃないですかという意味合いで、事後報告みたいな形で動き出した時にね、報告していただかないとわからないんじゃないかと思うんですよ。丁寧にやりますから認めてくださいとさっきから何度もおっしゃっているわけですから。

【事務局】 今すぐはちょっとでないんですけども。

【会長】 今でなくて今後ということで、必要に応じて。

【委員】 今は出ないんでしょう。

【事務局】 今後の審議会の中で、私どもまずは都市計画変更して手続きに入っていきますけども、事業に入る段階でまた調査設計行ってまいります。その中でどういった影響があるのか、そういった調査の結果を踏まえて、審議会の場でそういう調査の内容報告を適宜してまいりたいと思えます。

【会 長】 おそらく詳細設計の審議だとか、この後も報告みたいな形で審議せざるを得ない議題としてあがってくるんだらうと思います。
よろしいでしょうか。それでは、いろいろご意見いただきましたので、ここで本案についてお諮りします。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

— 了 —